

下呂市告示第152号

出納員の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を出納員(令和2年下呂市告示第102号に規定する出納員をいう。以下同じ。)に委任させ、さらに出納員をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる現金取扱員に委任させた。

令和2年6月22日

下呂市長 山内 登

別表

施設名称	現金取扱員		委任事務
下呂市役所下呂庁舎	市民活動推進課	細江隆義、二村和男 古田哲也、田口摩左代 福井茂樹、中島さなみ 森本照康、井上雄斗 安江奏衣、藤井真奈美	徴収金の収納
市内図書館 市内公民館	市民活動推進課	細江香奈、日下部友美 岩崎春美、星屋幹子 高井朝子、山田真里子	
下呂市役所萩原庁舎	高齢福祉課	野中信仁、小畑美之	